

気象警報発令時の対応

岐阜県立関高等学校

岐阜地方気象台から、**学校が所在する地域（関市）、通学する経路の地域、生徒の居住する地域**に気象警報（暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報など）が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

(1) **学校が所在する地域（関市）に警報が発表されている場合**、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。

(2) **生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、学校が所在する地域に警報が発表されていない場合**、下記（ア）（イ）（ウ）に従う。

この場合、学校では授業が行われるが当該生徒は出席停止扱いとする。

(ア) 始業時刻の2時間前までに解除された場合 …………… 通常通りの授業を行う。

(イ) 始業時刻の2時間前より午前11時まで解除された場合 …… 解除後2時間を経てから授業を開始する。

(ウ) 午前11時以降に解除された場合 …………… 当日の授業を中止し、家庭学習とする。

ただし、（ア）（イ）の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。

また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。これらの場合、必ず学校に連絡すること。

2 登校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

・警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

(1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。

(2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。

(3) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から家庭へ緊急連絡メール、関高校HP等によって連絡する。

(4) 警報解除後に帰宅する場合、自宅へ到着したことを決められた方法で学校（学級担任）へ連絡する。

(5) 警報の発令が早い段階で予測できる場合は、気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して授業の打ち切りを決定することがある。

(6) 学校待機の場合でも、保護者の了解があり、保護者が同伴するなど安全に下校できることが確認できる場合は例外的に下校を認めることがある。なお、この場合も自宅へ到着したことを決められた方法で学校（学級担任）へ連絡する。**ただし特別警報発令時はこの限りでない。**

4 その他

(1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。

(2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報（緊急連絡メール、関高校HP）に注意すること。